

## 別表 1

## 特措法に基づく県内特定一般廃棄物処理施設放射能濃度一覧表

### ○排ガスの測定結果(焼却施設)

R7.10.31まで測定分

注1 セシウム134とセシウム137を合わせた濃度限度は、「以下の式により算出された結果の3か月間の平均が1以下であること」である。

排ガス中の放射性セシウム134の放射能濃度[Bq/m <sup>3</sup> ]	+	排ガス中の放射性セシウム137の放射能濃度[Bq/m <sup>3</sup> ]
排ガスにおける放射性セシウム134のみの濃度限度[Bq/m <sup>3</sup> ]	+	排ガスにおける放射性セシウム137のみの濃度限度[Bq/m <sup>3</sup> ]

排ガスにおけるセシウム134のみの場合の排ガス中の濃度限度は20 Bq/m<sup>3</sup>。セシウム137のみの場合の排ガス中の濃度限度は30 Bq/m<sup>3</sup>。

注2 不検出とは、測定検出限界(下限)よりも数値が低いため測定できなかったものである。